

2018(平成 30)年度募集「国立がん研究センター認定がん専門相談員」
認定申請募集要項(申請区分:新規)

<発行記録>

発行日	版	内容
2018/04/04	第 2 版	4.5.3 V 群証明書類「※参考:認定申請年度別 V 群証明書類」の表記を修正した。
2018/03/20	第 1 版	2018(平成 30)年度募集要項(申請区分:新規) 発行

国立がん研究センターは、がん対策基本法(平成 28 年改正)の理念に基づき、がん専門相談員の質の向上を目指し、国民が安心して活用できる全国のがん相談支援提供体制の充実を図る目的で、申請に基づき「国立がん研究センター認定がん専門相談員」の認定を行い、広く公開します。

なお、本認定事業は国立がん研究センターが独自に実施する事業であり、現段階ではがん診療連携拠点病院等の指定要件において「国立がん研究センター認定がん専門相談員」の認定を受けた相談員の配置は求められていません。

1 認定申請資格

以下の条件すべてを満たす者を「国立がん研究センター認定がん専門相談員」の認定申請資格(申請区分:新規)を持つ者とする。

- 1.1 国際がん情報サービスグループ(ICISG)が示す“Core Values”(※1)に準じて相談対応活動を行うことを基本姿勢として、相談者に対し、科学的根拠とがん専門相談員の実践に基づく信頼できる情報提供を行うことにより、その人らしい生活や治療選択ができるよう支援を行っていること。「がん専門相談員の実践に基づく信頼できる情報」とは、がん専門相談員が情報収集・調査等を行い、提供することが適切と評価・確認された情報のことを指す。
- 1.2 がん情報サービスの「情報提供の目的」(※2)、すなわち「国民が正しい情報に基づいて、適切な意思決定をできるようにがんに関する情報を提供すること」を遵守し、患者・家族への対応をおこなっていること。
- 1.3 患者・家族に対し、がん対策の方針に反する治療や活動を推奨するような行為(※3)を行っていないこと。
- 1.4 原則として、相談援助を主たる業務とする医療・福祉に関する資格(看護師、社会福祉士等の国家資格、臨床心理士等の認定資格)を有していること。相談援助を主たる業務とする医療・福祉に関する資格を有していない場合は、相談対応場面において有資格者による助言・指導が得られる体制にあること。
- 1.5 認定申請にあたり、所属施設長による推薦が受けられること。
- 1.6 がん相談支援業務に従事していること。
- 1.7 相談員として、必要とされる知識や情報を更新し、自己研鑽を図る意欲があること。

※1)「国際がん情報サービスグループ(ICISG)が示す“Core Values”」の和訳は、以下文書内 P.5～6 を参照ください。

文書名:「国立がん研究センターにおけるがん相談支援センター相談員の育成に関する教育・研修プログラム提供方針」

http://ganjoho.jp/data/med_pro/consultation/training/program.pdf

※2) がん情報サービスの「情報提供の目的」は、以下 URL 内「1.2)情報提供の目的」を参照ください。

<http://ganjoho.jp/aboutus.html>

※3)「がん対策の方針に反する治療や活動を推奨するような行為」とは、公的枠組み(先進医療・患者申出療養)以外での高額な自費診療の推奨等を指します。

2 認定要件

認定申請資格(申請区分:新規)を持つ者が、以下の条件すべてを満たすと判断された場合に「国立がん研究センター認定がん専門相談員」として認定する。

- 2.1 所属施設長による推薦を受けていること。
- 2.2 がん相談支援業務に従事していることを所属施設長が証明していること。
- 2.3 国際がん情報サービスグループ(ICISG)が示す“Core Values”に準じて相談対応活動を行うことを基本姿勢として、国立がん研究センターがん対策情報センターが実施するがん相談支援センター相談員基礎研修(以下、「基礎研修」という)で示されている「がん専門相談員の役割」を担っていること。

また「がん相談 10 の原則」を業務の指針として、「がん診療連携拠点病院等の整備について(平成 26 年 1 月 10 日付け健発 0110 第 7 号厚生労働省健康局長通知)」に示されている協力・連携づくりの取り組みや相談支援センターの業務を行っていること。

なお、2018(平成 30)年度中に新たな整備指針が発出された場合、新たな整備指針に示されている相談支援センターの業務を行えるようにすること。

- 2.4 「3 2018(平成 30)年度募集 認定申請(申請区分:新規)に必要な教育研修」(後出)に定める教育研修を履修していること。

3 2018(平成 30)年度募集 認定申請(申請区分:新規)に必要な教育研修 概要

2018 年度募集「国立がん研究センター認定がん専門相談員」認定申請(申請区分:新規)に必要な教育研修は、以下のとおりとする。各群の詳細については「4 2018(平成 30)年度募集 認定申請(申請区分:新規)に必要な教育研修 詳細」(後出)を参照すること。

3.1 I 群

以下のいずれかの受講

- 1) [2018\(平成 30\)年度継続研修認定取得コース](#)
- 2) [2017\(平成 29\)年度継続研修認定取得コース](#)
- 3) [2016\(平成 28\)年度継続研修認定取得コース](#)
- 4) [2018\(平成 30\)年度基礎研修\(1\)\(2\)知識確認コース](#)
- 5) [2017\(平成 29\)年度基礎研修\(1\)\(2\)知識確認コース](#)
- 6) [2016\(平成 28\)年度基礎研修\(1\)\(2\)知識確認コース](#)

3.2 II 群

基礎研修(3)の修了

3.3 III～V 群

V 群の新設に伴い、III～V 群の単位数については以下 A または B いずれかのパターンから選択して、認定申請を行うことができる。なお、3 年間の移行期間を経て、2021 年度募集以降は B パターンのみを受け付ける。

A) III 群 4 単位以上+IV 群 2 単位以上

B) III 群 3 単位以上+IV 群 2 単位以上+V 群 1 単位以上

4 2018(平成 30)年度募集 認定申請(申請区分:新規)に必要な教育研修 詳細

「国立がん研究センター認定がん専門相談員」の認定申請に必要な教育研修は、以下の 5 領域(I～V 群)から構成されるものとする。

4.1 I 群

4.1.1 I 群に該当する研修

国立がん研究センターがん対策情報センターが教育研修管理システム上で提供する E ラーニング研修のうち、テストへの合格が終了条件とされている下記のいずれかの研修コース

- 1) 基礎研修(1)(2)知識確認コース <対象>前年度までに基礎研修(3)の受講歴がない者
- 2) 継続研修認定取得コース <対象>前年度までに基礎研修(3)の受講歴がある者
- 3) 継続研修認定更新コース <対象>「認定がん専門相談員」の認定を有する者

4.1.2 I 群に該当しない研修

「国立がん研究センター認定がん専門相談員」認定事業では、一定の質を担保した上で広く一般に情報公開を行う必要があることから、教育研修管理システム上でのテスト合格を要する研修コースのみを I 群として位置づけている。

2014(平成 26)年度以前に開催された集合形式での「基礎研修(1)」「基礎研修(2)」や、2015(平成 27)年度より実施されている「基礎研修(1)(2)研修修了コース」等では、テストへの合格が終了条件とされておらず、I 群の受講歴としては認められないため注意すること。

4.1.3 I 群証明書類

- 1) 受講終了後に教育研修管理システム上で発行される受講証書のコピーを I 群証明書類とする。
- 2) 認定申請を行う年度から遡って過去 3 年の間に開講された研修の受講証書が、I 群証明書類として有効とする。

※ 参考:認定申請年度別 I 群証明書類

認定申請を行う年度	I 群証明書類として効力を有する受講証書
2018(平成 30)年度	2016、2017、2018(平成 28,29,30)年度開講コースの受講証書
2019(平成 31)年度	2017、2018、2019(平成 29,30,31)年度開講コースの受講証書
2020(平成 32)年度	2018、2019、2020(平成 30,31,32)年度開講コースの受講証書

4.2 II 群

4.2.1 II 群に該当する研修

国立がん研究センターがん対策情報センターにより提供されている基礎研修(3)を II 群該当研修とする。

4.2.2 II 群証明書類

研修終了後に国立がん研究センターがん対策情報センターより交付される修了証書のコピーを II 群証明書類とする。

4.3 III 群

4.3.1 III 群に該当する研修

国立がん研究センターのウェブサイト上で公開されている「III 群該当研修リスト」に掲載されている研修を III 群該当研修とする。各都道府県のがん相談員研修連絡担当者(主に都道府県がん診療連携拠点病院のがん相談支援センター実務者で指導者研修を修了された方)より提出された III 群登録申請書をもとに、国立がん研究センターがん対策情報センターが設置する認定委員会において、以下の要件を満たすと判断された研修が「III 群該当研修リスト」に掲載される。

- 1) 主催者:
国立がん研究センターがん対策情報センター、都道府県がん診療連携拠点病院、都道府県およびそれに準じる機関(地域統括相談支援センター等)、都道府県がん診療連携協議会およびそれに準じる機関(相談支援に関する部会等)のいずれかが主催した研修であること。
- 2) 対象:
がん相談支援業務に携わる相談員を主な対象とした研修であること。
- 3) 内容:
がん相談支援業務に携わる相談員を主な対象と想定して企画立案された研修内容で、研修目的や学習目標が具体的に設定されている研修であること。
- 4) 研修開催日:
原則、研修開催日が含まれる月の前々月の末日までに III 群登録申請書が提出された研修であること。
例) 10 月中に開催する研修の場合、8 月末日までに提出されていること

- 5) 実質受講時間数:
前後に付随する会議や交流会、休憩時間を除いた実質的な研修受講時間数が 2 時間以上の研修であること。
- 6) 受講証明:国立がん研究センターがん対策情報センターが定める指定項目および交付基準に則って受講証明書類(受講証・修了証等)が交付される研修であること。

4.3.2 III 群単位数

- 1) V 群の新設に伴い、III～V 群の単位数については以下 A または B いずれかのパターンから選択して、認定申請を行うことができる。なお、3 年間の移行期間を経て、2021 年度募集以降は B パターンのみを受け付ける。
A) III 群 4 単位以上+IV 群 2 単位以上
B) III 群 3 単位以上+IV 群 2 単位以上+V 群 1 単位以上
- 2) 国立がん研究センターのウェブサイト上に記載のとおり、2017(平成 29)年度募集をもって基礎研修(3)修了年度内申請に伴う III 群 IV 群単位数特例(III 群または IV 群のいずれかから 1 単位以上)は廃止。
- 3) 申請可能な単位数は、III 群、IV、V 群あわせて最大 10 単位までとする。
- 4) 各 III 群該当研修の単位数は「III 群該当研修リスト」に記載のとおりとする。

4.3.3 III 群証明書類

- 1) 受講者として III 群該当研修に参加した場合、受講終了後に主催者より交付される受講証明書類(受講証・修了証等)のコピーを III 群証明書類とする。
- 2) 講師・ファシリテーター等、研修企画運営者として III 群該当研修に参加した場合、主催者より交付される依頼状のコピーを III 群証明書類とする。
- 3) 認定申請を行う年の 12 月末日から遡って過去 3 年の間に開催された研修の証明書類(受講証・修了証・依頼状等)が、III 群証明書類として有効とする。

※参考:認定申請年度別 III 群証明書類

認定申請を行う年度	III 群証明書類として効力を有する受講証明書類
2018(平成 30)年度	2016(平成 28)年 1 月～2018(平成 30)年 12 月末日までに開催された III 群該当研修の受講証明書類
2019(平成 31)年度	2017(平成 29)年 1 月～2019(平成 31)年 12 月末日までに開催された III 群該当研修の受講証明書類
2020(平成 32)年度	2018(平成 30)年 1 月～2020(平成 32)年 12 月末日までに開催された III 群該当研修の受講証明書類

4.4 IV 群

4.4.1 IV 群に該当する研修

以下の条件全てを満たす研修や学術集会に参加した場合に、IV 群の単位として申請することができる。なお、研修や学術集会の主催者・対象に関する条件は特に設けていない。形式については、集合形式(講義・演習等)のほか、E ラーニングによる学習等も含めることができることとする。

- 1) I～III 群非該当:
I～III 群や V 群に該当しない研修や学術集会であること。特に、「III 群該当研修リスト」に掲載済みの研修を、IV 群の単位として申請することはできないため注意すること。
- 2) 内容:
がん専門相談員に必要とされる知識、技術の習得に寄与する研修や学術集会であること。申請書類(プログラム・レポート)をもとに審査を行う。審査で承認されたもののみ正式に IV 群該当研修の単位として認められる。
- 3) 研修開催日:
認定申請を行う年の 12 月末日から遡って過去 3 年の間に開催された研修や学術集会であること。

- 4) 実質受講時間数:
前後に付随する会議や交流会、休憩時間を除いた実質的な研修受講時間数が2時間以上の研修や学術集会であること。2時間に満たないものは申請の対象外とする。
- 5) 参加証明:参加証明書類(「参加証」「受講証」「修了証」等)が発行される研修や学術集会であること。

※ 参考:IV群に該当する教育研修の例

<p>A がん専門相談員の多くが所属する職能団体と関連団体による研修、学術集会など 例) 社会福祉士、看護師・保健師、臨床心理士の職能団体・関連団体による研修、学術集会など 日本医療社会福祉協会、日本看護協会、日本臨床心理士会、日本臨床心理士資格認定協会、各都道府県の医療ソーシャルワーカー協会・看護協会・臨床心理士会による研修、学術集会など</p>
<p>B がん・保健・医療・福祉に関連する領域の学会などによる研修、学術集会など 例) がん相談研究会、日本医療社会事業学会、日本医療社会福祉学会、日本カウンセリング学会、日本がん看護学会、日本癌治療学会、日本緩和医療学会、日本在宅ケア学会、日本心理臨床学会 などによる研修、学術集会など</p>
<p>C 都道府県がん診療連携協議会、がん診療連携拠点病院が主催する医療従事者向け研修など 例) 緩和ケア研修会、がん看護研修会、がん薬物療法研修会 など</p>
<p>D 公的機関、各種団体、医療機関などによる医療従事者向け研修など 例) 都道府県、自治体、国の機関(国立保健医療科学院など)、各種団体・法人、医療機関などによる研修など</p>
<p>E その他A～Dに該当しない教育研修 例) 個人による海外医療機関などでの研修 など</p>

4.4.2 IV群単位数

- 1) V群の新設に伴い、III～V群の単位数については以下AまたはBいずれかのパターンから選択して、認定申請を行うことができる。なお、3年間の移行期間を経て、2021年度募集以降はBパターンのみを受け付ける。
 - A) III群4単位以上+IV群2単位以上
 - B) III群3単位以上+IV群2単位以上+V群1単位以上
- 2) [国立がん研究センターのウェブサイト](#)上に記載のとおり、2017(平成29)年度募集をもって基礎研修(3)修了年度内申請に伴うIII群IV群単位数特例(III群またはIV群のいずれかから1単位以上)は廃止。
- 3) 申請可能な単位数は、III群、IV、V群あわせて最大10単位までとする。
- 4) 2時間以上の研修や学術集会において発行された証明書類(「参加証」「受講証」「修了証」「依頼状」等)1枚につき1単位とする。(研修日程が複数日にわたる場合でも、同一研修であれば1単位となる)

4.4.3 IV群証明書類

- 1) 受講者としてIV群該当研修に参加した場合、主催者より交付される参加証明書類(参加証・受講証・修了証等)のコピーをIV群証明書類とする。「本人氏名・主催者名・研修名・開催日程」が記載された証明書類を提出すること。なお、一枚の証明書類の中に上記全ての項目が含まれていない場合でも、別途資料添付により情報の補完が可能と判断される場合には問題ないものとする。
- 2) 講師・ファシリテーター等、研修企画運営者としてIV群該当研修に参加した場合、主催者より交付される依頼状のコピーをIV群証明書類とする。「本人氏名・主催者名・研修名・開催日程」が記載された証明書類を提出すること。
- 3) 認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年の間に開催された研修の証明書類(参加証・受講証・修了証・依頼状等)が、IV群証明書類として有効とする。

※ 参考:認定申請年度別 IV 群証明書類

認定申請を行う年度	IV 群証明書類として効力を有する参加証明書類
2018(平成 30)年度	2016(平成 28)年 1 月～2018(平成 30)年 12 月末日までに開催された IV 群該当研修の参加証明書類
2019(平成 31)年度	2017(平成 29)年 1 月～2019(平成 31)年 12 月末日までに開催された IV 群該当研修の参加証明書類
2020(平成 32)年度	2018(平成 30)年 1 月～2020(平成 32)年 12 月末日までに開催された IV 群該当研修の参加証明書類

4.4.4 IV 群レポート審査

- 1) IV 群関連の申請書類として、下記 3 点が原則必要となる。
 - A) 証明書類(参加証・受講証・修了証・依頼状等)
 - B) レポート(1 研修につき 1 枚)
 - C) プログラム(開催概要の分かる資料)
- 2) IV 群該当研修に講師や演者として参加しており、かつ自身が作成した講義資料や研究発表の抄録(筆頭者に限る)がある場合には、上記提出資料 3 点のうちレポートを、講義資料や抄録に代えることができる。
- 3) 以下の 4 項目の記載を含むレポートを 200 字以上 400 字以下で作成すること。(申請書類 EXCEL フォーム内にレポート入力用の所定書式あり)
 - A) 研修概要(主な内容・テーマ)
 - B) 参加動機・背景(日頃の問題意識、何を学びたいと思って参加したのか)
 - C) 研修を通して得られた学び(知識・情報・視点・考えたこと等)
 - D) 自身のがん相談支援業務(や組織・地域)における、研修で得られた学びの活用状況(計画でも可)
- 4) レポート審査は以下の基準をもとに行う。審査で承認されたもののみ正式に IV 群の単位として認められる。
 - A) 自身のがん相談支援業務における、研修で得られた学びの活用状況について具体的に記載されていること。
 - B) 様式 2(申請資格申告書)の申告内容との間に矛盾がないこと。(明らかに相反する記載がないこと)
 - C) 指定の文字数の範囲内で記載されていること。

4.5 V 群

4.5.1 V 群に該当する取り組み

- 1) 自己の相談対応を録音し、がん相談対応評価表(別紙 1)を用いてその相談対応を自己評価すると共に、改善策の検討を行った実績を、V 群の単位として申請することができる。
- 2) 患者や家族からの実際の相談を録音することが難しい場合、他のスタッフ(施設外でも可)の協力を得て実施した模擬相談でもよいこととする。
- 3) V 群単位数を含む申請パターンを選択する場合には、**がん相談対応評価表の使い方を学ぶことができる研修**を受講していることが望ましい。

※参考:がん相談対応評価表の使い方を学ぶことができる研修

- 相談員指導者等スキルアップ研修(相談対応モニタリング研修)
- 相談員指導者等スキルアップ研修(相談対応の QA を学ぶ)
- 平成 30 年度開講の「相談員継続研修認定取得コース」または「相談員継続研修認定更新コース」に含まれる「相談対応の質の評価」に関する講義
- 各都道府県において開催された「相談員指導者等スキルアップ研修(相談対応の QA を学ぶ)」に順ずる研修

- 4) 「相談員指導者等スキルアップ研修(相談対応モニタリング研修)」の一環として実施した自己の相談対応の評価については、当該研修の受講歴を III 群単位数として申請していない場合に限り、V 群単位数として申請することができる。
また、今後、各都道府県において、「相談員指導者等スキルアップ研修(相談対応モニタリング研修)」に順ずる研修(評価対象事例が音声事例教材ではなく、受講者自身が対応した模擬相談事例である)が開催された場合も同様の運用とする。
- 5) 逐語録の作成や部門内モニタリング(録音した音声・逐語録・がん相談対応評価表を使い、部門内の複数名で相談対応を評価する取り組み)の実施は任意とする。

4.5.2 V 群単位数

- 1) 自己の相談対応 1 事例の評価につき 1 単位とする。
- 2) V 群の新設に伴い、III～V 群の単位数については以下 A または B いずれかのパターンから選択して、認定申請を行うことができる。なお、3 年間の移行期間を経て、2021 年度募集以降は B パターンのみを受け付ける。
A) III 群 4 単位以上+IV 群 2 単位以上
B) III 群 3 単位以上+IV 群 2 単位以上+V 群 1 単位以上
- 3) 申請可能な単位数は、III 群、IV、V 群あわせて最大 10 単位までとする。

4.5.3 V 群証明書類

- 1) 自己評価記入済みのがん相談対応評価表の提出をもって V 群証明書類とする。
- 2) 自己の相談対応を評価し、改善活動に取り組むことを奨励する観点から V 群が新設されている。提出された V 群証明書類ではその目的を達することが難しい(相談対応の改善につながるような具体的な改善策の記載が乏しい等)と認定審査において判断された場合には、改善策についての再検討および V 群証明書類の再提出を求める場合がある。
- 3) 評価対象事例として、患者や家族から実際に受けた相談を利用する場合には、提出するがん相談対応評価表に、個人を識別できる情報が含まれていないことを十分に確認すること。
- 4) 認定申請を行う年の 12 月末日から遡って過去 3 年の間に実施した自己の相談対応評価が、V 群証明書類として有効となる。

※参考:認定申請年度別 V 群証明書類

認定申請を行う年度	V 群証明書類として効力を有する証明書類
2018(平成 30)年度	2016(平成 28)年 1 月～2018(平成 30)年 12 月末日までに実施した自己の相談対応評価の記録(自己評価記入済みのがん相談対応評価表)
2019(平成 31)年度	2017(平成 29)年 1 月～2019(平成 31)年 12 月末日までに実施した自己の相談対応評価の記録(自己評価記入済みのがん相談対応評価表)
2020(平成 32)年度	2018(平成 30)年 1 月～2020(平成 32)年 12 月末日までに実施した自己の相談対応評価の記録(自己評価記入済みのがん相談対応評価表)

5 認定申請受付期間

2018 年度募集「国立がん研究センター認定がん専門相談員」認定申請(申請区分:新規・更新)の申請受付期間は以下のとおりとする。

受付開始:2018 年 12 月 03 日(月) ※WEB 申込受付は正午より開始

受付締切:2018 年 12 月 14 日(金) ※申請書類については当日消印有効

6 認定申請手続き

以下の手順にそって申請手続きを行うこと。

手順1 教育研修管理システム登録

- 6.1 国立がん研究センターがん対策情報センター教育研修管理システム (<https://education.ganjoho.jp/ies/>)にて、「国立がん研究センター認定がん専門相談員」認定申請のコースに申し込み手続きを行う。
- 6.2 申込受付完了通知(申し込みが完了すると、自動配信されるメール)が届いていることを確認する。

手順2 申請書類(データ)送信

- 6.3 2018(平成30)年度募集 申請書類の EXCEL ファイル(様式1~4)に必要な事項を入力する。
- 6.4 メールに EXCEL ファイルを添付して、以下要領で送信する。

【要領】

宛先のメールアドレス: ncc_soudan_kadai_ml@oscar-japan.com
メールの件名:2018年度募集 認定がん専門相談員(新規申請)

<メール文面>

認定事務局 御中

認定がん専門相談員 申請書類を添付ファイルにてお送りします。

◎施設名:○○病院

◎氏名:○○ ○○

◎教育研修管理システムログイン ID:○○○○○○○○○○○○

以上

手順3 申請書類(紙)郵送

- 6.5 EXCEL ファイルにある書類(様式1~4)を全て印刷し、押印が必要な書類(様式1~3)に押印する。
- 6.6 様式3で申告した研修の受講や相談対応モニタリングの実施実績が証明できる書類(I~V群証明書類)を準備する。
- 6.7 IV群については、受講証明書類(参加証・受講証・修了証等)に加え、プログラムなど開催概要の分かる資料を準備する。
- 6.8 申請書類チェックリストで必要書類が全てそろっているかを確認する。
- 6.9 申請書類チェックリストも含め全ての書類を同封し、下記宛先へ郵送する。

【宛先】

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀 3-35-1 ネオ・シティ三鷹
オスカー・ジャパン株式会社内
国立がん研究センター 認定がん専門相談員認定事務局





※「認定申請(新規)」と朱書きのこと


注意事項 書類作成および送付について

- 原則、片面印刷(当日配布資料のコピー等で、枚数が大量になる場合に限り両面印刷可)とすること。
- 複数枚の資料をまとめる必要がある場合にはクリップを使用すること。(ホチキスは使用しないこと)
- 審査対象外の書類は添付しないこと。
- 書類到着確認の問い合わせには対応していないため、到着確認が必要な場合は、配達記録や書留を利用すること。
- 提出された書類は理由の如何を問わず返却しないため、証明書類(参加証・受講証・修了証・依頼状等)の原本を送付しないよう注意すること。

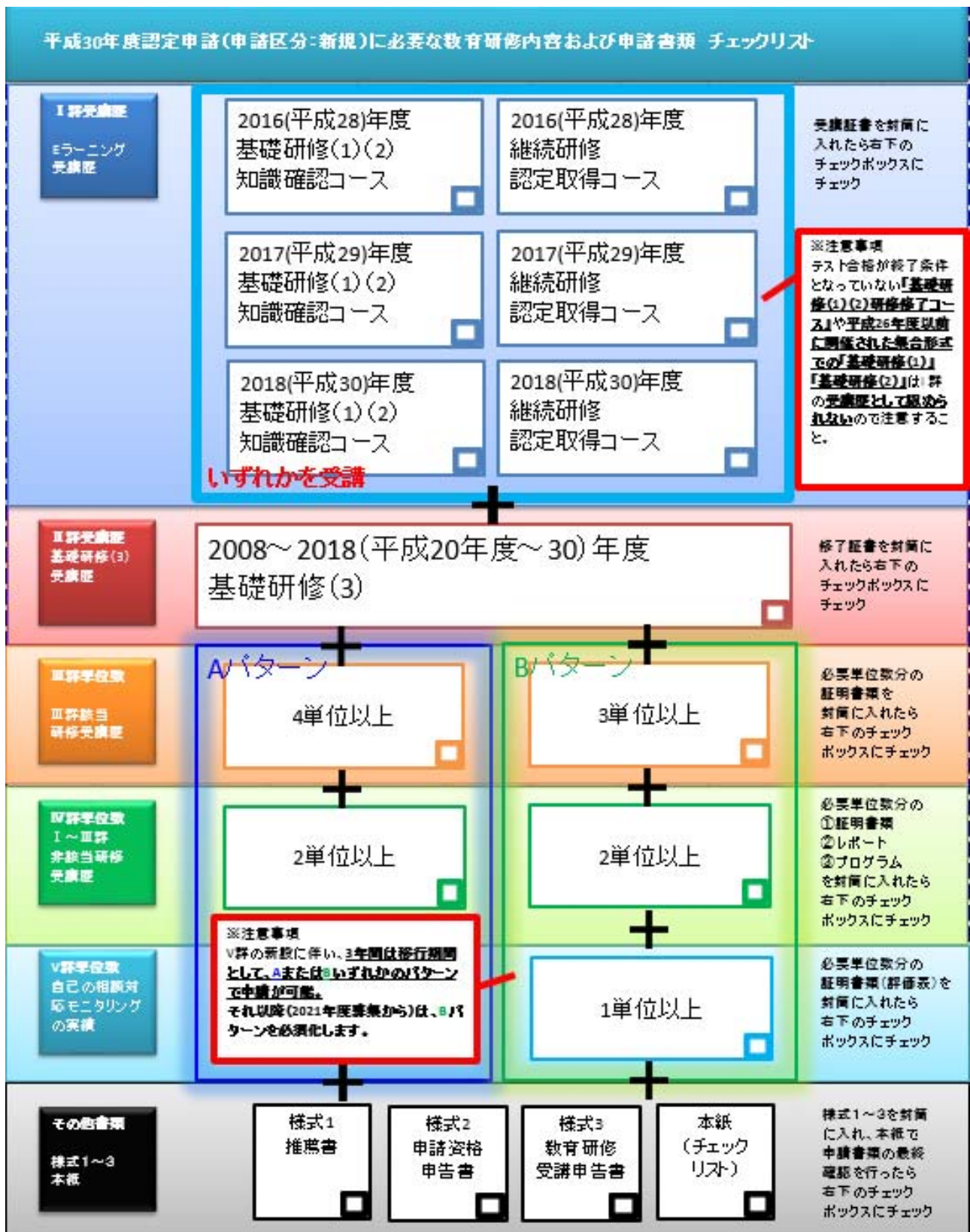
7 認定申請書類

認定申請手続きの際に必要な申請書類は以下のとおりとする。

No.	書類の名称	備考
7.1 	様式 1 現任証明および推薦書	認定申請者が医療・福祉に関する資格を有していない場合は、指導責任者の氏名または部署を明記すること。
7.2 	様式 2 申請資格申告書	<u>満たしていない項目が 1 つでもある場合、認定申請を行っても承認されないため、申請資格項目を全て満たすことができるようになった段階で認定申請を検討すること。</u>
7.3 	様式 3 教育研修受講申告書	自身が受講した研修の情報や相談対応モニタリング実施実績を記載すること。
7.4	I 群証明書類	「4 2018(平成 30)年度募集 認定申請(申請区分:新規)に必要な教育研修 詳細」に記載の条件に基づき、必要とされる I 群受講歴(「基礎研修(1)(2)知識確認コース」または「継続研修認定取得コース」)の受講証書(コピー)を提出すること。 <u>なお、2014(平成 26)年度以前に開催された集合形式での「基礎研修(1)」「基礎研修(2)」や、2015(平成 27)年度より実施されている「基礎研修(1)(2)研修修了コース」等では、I 群の受講歴としては認められないため注意すること。</u>
7.5	II 群証明書類	基礎研修(3)の修了証書(コピー)を提出すること。
7.6	III 群証明書類	「4.3.3 III 群証明書類」に記載の条件を満たす規定単位数以上の III 群証明書類(コピー)を提出すること。 書類作成にあたっては、研修ごとに証明書類をコピー(用紙サイズ:A4)すること。 また、様式 3(教育研修受講申告書)に記載した III 群研修情報に対応するように証明書番号(III-1~III-5)を用紙の左上に記載すること。
7.7	IV 群関連申請書類	参加した研修や学術集会ごとに、以下の 3 点を提出すること。
7.7.1	IV 群証明書類	「4.4.3 IV 群証明書類」に記載の条件を満たす規定単位数以上の IV 群証明書類(コピー)を提出すること。 書類作成にあたっては、研修ごとに証明書類をコピー(用紙サイズ:A4)すること。 また、様式 3(教育研修受講申告書)に記載した IV 群研修情報に対応するように証明書番号(IV-1~IV-5)を用紙の左上に記載すること。
7.7.2 	様式 4 IV 群レポート	様式 3(教育研修受講申告書)に記載した IV 群研修情報に対応するように書式(IV-1~IV-5)を選択し、レポートを作成すること。 講師や演者として参加している場合の例外対応については、「4.4.4 IV 群レポート審査 2)」参照。
7.7.3	プログラム	様式 3(教育研修受講申告書)に記載した IV 群研修の開催概要が分かる資料を添付すること。
7.8	V 群関連申請書類	自己評価記入済みのがん相談対応評価表を提出すること。
7.9	申請書類チェックリスト	次ページのチェックリストで必要書類が全てそろっているかを確認すること。

:2018(平成 30)年度募集 申請書類の EXCEL ファイル内に所定書式があるもの

<申請書類チェックリスト>



8 認定申請料および認定登録料

認定申請を行う者は、認定申請受付締切日以降に、料金徴収事業者(国立がん研究センターがん対策情報センターによる業務委託)より送付される請求書・払込用紙を受け取り次第、認定申請料の払込手続きを行うこと。

また、[国立がん研究センターのウェブサイト](#)上に記載のとおり、2018(平成30)年度募集より認定登録料を新設する。認定審査の結果、認定を受けた者は、認定登録料の払込手続きを行うこと。

なお、認定登録料により、2019年度から2021年度まで計3年分の継続研修認定更新コースの申込手続きが不要になるとともに、当該研修の受講料計3年分(16,200円相当)が免除される。

8.1 金額(税込)

- 1) 認定申請料:5,400円(5,000円+消費税)
- 2) 認定登録料:16,200円(15,000円+消費税)

8.2 払込手続きに関する注意事項

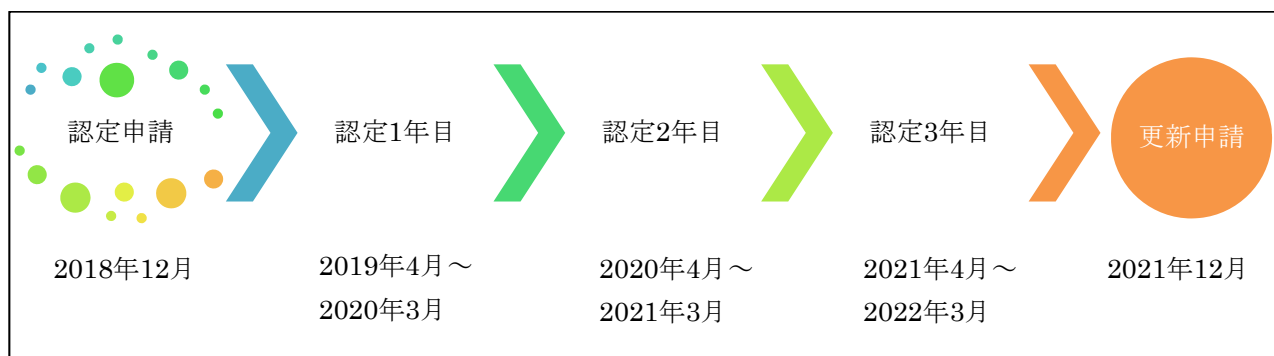
- 1) 請求書・払込用紙の宛名は認定申請者個人名で印字する。上記以外の形(施設名・機関名等)には対応していないため、必要がある場合は各施設内にて事務処理対応を行うこと。
- 2) 認定申請受付締切日以降、2週間程度(12月末～1月初旬)を目処に、認定申請料の請求書・払込用紙を施設・機関の住所に送付する。
- 3) 申請書類に不備が確認された場合、請求書・払込用紙の代わりに、申請書類不備が確認され審査対象外となっている旨をメールにて通知する。
- 4) 認定申請料の入金が確認できた段階で認定審査の対象とする。請求書に記載されている指定の期日までに手続きが完了しない場合、申し込みをキャンセルしたものと見なす。また、支払われた認定申請料はいかなる理由があっても返金しない。
- 5) 認定審査の結果、「国立がん研究センター認定がん専門相談員」として認定された者には、認定審査結果通知と併せて認定登録料の請求書・払込用紙を送付する。
- 6) 認定登録料の入金が確認できた段階で、正式に「国立がん研究センター認定がん専門相談員」として認定されたものと見なす。指定の期日までに手続きが完了しない場合、「国立がん研究センター認定がん専門相談員」の認定を辞退したものと見なす。また、支払われた認定登録料はいかなる理由があっても返金しない。
- 7) 必ず送付された所定の払込用紙を使用して払い込みを行うこと。他の方法(銀行振込・インターネットバンキング等)で払い込みを行った場合、入金が確認できず、認定審査対象外となる恐れがあるため注意すること。
- 8) 所定の払込用紙を利用できる収納代行機関はコンビニエンスストア・郵便局のみとなっている。上記以外の収納代行機関(銀行・信用金庫・農協系金融機関等)での払い込み手続き行わないこと。
- 9) 払い込み手続きの際に受け取る「払込受領証(払込用紙の右端部分/払込窓口店のタイムスタンプが押印されるもの)」が領収証に相当する。別途「領収証」の発行には対応していないため、必要がある場合は各施設内にて事務処理対応を行うこと。

9 認定有効期限

認定の有効期限は、認定を受けてから3年間(2019年4月～2022年3月)とする。

10 認定更新申請

認定の更新を希望する者は、認定の有効期限を迎える年度の認定申請受付期間中に、認定申請(申請区分:更新)を行わなければならない。詳細については認定更新申請の募集要項を参照すること。



11 認定申請(申請区分:更新)に必要な教育研修(予定)

2021年度募集「国立がん研究センター認定がん専門相談員」認定申請(申請区分:更新)に必要な教育研修(予定)は、以下のとおりとする。

11.1 I 群

以下の全て(計3年分)の受講

- 1) 2019年度継続研修認定更新コース
- 2) 2020年度継続研修認定更新コース
- 3) 2021年度継続研修認定更新コース

11.2 III 群

3単位以上

11.3 IV 群

2単位以上

11.4 V 群

1単位以上

12 認定の停止・取消

認定後、「国立がん研究センター認定がん専門相談員」の申請資格および認定要件を満たしていない等、「国立がん研究センター認定がん専門相談員」として質の保たれたサービスの提供が困難であると考えられる場合、また推薦者や指導責任者がその責務を果たしていないと考えられる場合には、認定委員会での協議の上、認定の停止または取消の措置をとる場合がある。

また、認定保有者の所属施設のホームページ等において、認定保有者個人の有する資格(相談員研修受講歴や認定がん専門相談員認定取得状況等)に関する情報を、がん対策基本法の理念に反する治療や活動(1.認定申請資格※1～3参照)を推進する目的で利用していると捉えられる記載が確認された場合には、当該施設に対し警告を行い、記載の削除を要請する。要請に応じない場合には、経緯と共に当該施設の施設名を公表する場合がある。

13 認定申請の流れ(予定)

2018 年 12 月 3 日～14 日	認定申請受付期間 (IV 群レポートを除く書類審査随時実施、書類不備がある場合メールにて通知)
2018 年 12 月下旬 ～2019 年 1 月上旬	認定申請料請求書・払込用紙の発送
2019 年 1 月末頃まで	認定申請料の払い込み IV 群レポート審査、認定申請料入金確認
2019 年 2 月	認定委員会開催
2019 年 2 月下旬～3 月上旬	認定審査結果通知、認定登録料請求書・払込用紙の発送
2019 年 3 月末頃まで	認定登録料の払い込み、認定登録料入金確認、認定証送付
2019 年 4 月	認定開始日
2019 年 4 月下旬～10 月	2019 年度継続研修認定更新コース 受講
2020 年 4 月下旬～10 月	2020 年度継続研修認定更新コース 受講
2021 年 4 月下旬～10 月	2021 年度継続研修認定更新コース 受講
2021 年 12 月	認定申請受付期間
2022 年 3 月	認定終了日
2022 年 4 月	認定開始日(認定更新された場合)

※更新には、

2019 年 1 月～2021 年 12 月の間に III 群 3 単位 + IV 群 2 単位 + V 群 1 単位以上の取得が必要